

# あおもりマイスター認定制度の概要について

## 1 趣旨

「ものづくり」の現場では、熟練技能者の不足、また、技能・技術者の高齢化や後継者難が深刻化し、基盤技術を支える優れた技能・技術者の確保・育成が急務となっています。

青森県では、基盤技術を支える優れた技能・技術者の確保・育成を図るため、平成12年度から、ものづくりの基盤技術を支える優れた技能・技術者を「あおもりマイスター」として認定し、その社会的評価を高めるとともに、マイスター自身の技術力の向上と後進の指導等を通じて、技能・技術の継承・発展と人材の育成を図り、青森県製造業の振興を目指すこととしています。

### 《あおもりマイスターの活動例》

本県製造業の振興、技能・技術の継承・発展と人材の育成を図るために、活動可能な範囲で次の活動を行っていただきます。

- (例)・小中高校や職業能力開発施設などでのゲストティーチャーや技能指導
- ・ 関係団体等の主催する研修会講師
  - ・ 県内企業のレベルアップのための技術指導
  - ・ 講演会、シンポジウム、セミナー等の講師・パネリスト・実演
  - ・ その他ものづくりに関する活動

## 2 あおもりマイスターの対象技術

ものづくり基盤技術の振興のため平成11年6月に施行された「ものづくり基盤技術振興基本法」に定める「ものづくり基盤26技術」が対象です。

### ものづくり基盤技術振興基本法第2条の「ものづくり基盤技術」(26技術)

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 設計に係る技術                                     | 14. 熱処理に係る技術          |
| 2. 圧縮成形、押出成形、空気の噴射による加工、射出成形、鍛造、鋳造及びプレス加工に係る技術 | 15. 溶接に係る技術           |
| 3. 圧延、伸線及び引抜きに係る技術                             | 16. 溶融に係る技術           |
| 4. 研磨、裁断、切削及び表面処理に係る技術                         | 17. 塗装及びめっきに係る技術      |
| 5. 整毛及び紡績に係る技術                                 | 18. 精製に係る技術           |
| 6. 製織、剪毛及び編成に係る技術                              | 19. 加水分離及び電気分解に係る技術   |
| 7. 縫製に係る技術                                     | 20. 発酵に係る技術           |
| 8. 染色に係る技術                                     | 21. 重合に係る技術           |
| 9. 粉碎に係る技術                                     | 22. 真空の維持に係る技術        |
| 10. 抄紙に係る技術                                    | 23. 巻取りに係る技術          |
| 11. 製版に係る技術                                    | 24. 製造過程の管理に係る技術      |
| 12. 分離に係る技術                                    | 25. 機械器具の修理及び調整に係る技術  |
| 13. 洗浄に係る技術                                    | 26. 非破壊検査及び物性の測定に係る技術 |

### 3 認定要件

下記の全ての項目に該当する方を認定します。

※「あおりマイスター認定者リスト」参照

#### あおりマイスター認定要件

- (1) 対象技術に20年以上の従事経験を有する現役の卓越した技能・技術者であって、県内に5年以上在住又は在勤していること。
- (2) 前条に掲げる技術に関する技能検定一級（又は準一級）以上の資格取得者又はこれらと同等の技能を有する者、公的資格がある職種は、資格取得者であること。
- (3) 技術革新に対応し、新たな技術の習得や製造現場の生産性の向上に積極的に取り組んでいること。
- (4) 後進の指導育成の能力と熱意を持ち、実際に「あおりマイスター」として活動可能であること。
- (5) その保有する技能・技術を公開することができること。
- (6) 所属企業がマイスターとしての職能を評価し、その活動に理解があること。
- (7) 他の技能・技術者の模範となり、周囲から尊敬される人格を有していること。

### 4 認定方法

下記の手順により審査の上認定します。

#### (1) 事前調査

申請書の内容について事務局が精査します。

#### (2) 事前審査（現地確認）

事前確認終了後、あおりマイスター認定審査会委員等により、申請者の実務状況を調査します。（会社訪問等の実施）

#### (3) 認定審査会（本審査）

あおりマイスター認定審査会による資格要件及び技術・技能レベル等の審査を経て決定します。

＜方 法＞：候補者本人によるプレゼンテーション（5分）

候補者と審査員の意見交換（5～10分）

### 5 認定書授与式等

知事が認定します。当日は、認定証及びマイスターバッジを授与する他、審査会後に撮影する作業風景の写真パネルを会場に展示します。

### 6 令和4年度あおりマイスター

氏名	対象となる技術
田中 宏幸	研磨、裁断、切削及び表面処理に係る技術
角濱 潤一	機械器具の修理及び調整に係る技術

### 7 今年度のスケジュール

日 程	内 容	備考
令和4年6月15日（水）～8月31日（水）	候補者募集	
令和4年9月27日（火）	事前調査（事務局）	
令和4年11月18日（金）	事前審査（委員）	
令和4年12月23日（金）	認定審査会（委員）	
令和5年 2月 8日（水）	認定証授与式	

# あ お も り マ イ ス タ ー 認 定 者 リ ス ト

※現在活動可能な方を掲載しています。  
※勤務先所在地は、認定時点のものです。

No.	氏 名	技術分野	認定年度	勤務先所在地	備考
1	鳴海忠蔵	溶接	H12	弘前市	
2	小泉義雄	発酵	H14	おいらせ町	
3	花田一雄	発酵	H14	十和田市	
4	郡川猛	設計	H15	十和田市	
5	斎藤毅	プレス加工	H16	弘前市	
6	中里一秋	機械器具の修理・調整	H17	八戸市	
7	大宮司薫	研磨、裁断、切削及び表面処理	H18	八戸市	
8	三橋良治	製造過程の管理	H19	藤崎町	
9	柴田浩一	製造過程の管理	H20	八戸市	
10	天内和憲	機械器具の修理・調整	H20	青森市	
11	平野幸英	研磨、裁断、切削及び表面処理	H20	弘前市	
12	對馬義昭	発酵	H20	黒石市	
13	下山省吾	射出成形	H21	田舎館村	
14	宇野禎倫	巻取り	H21	黒石市	
15	齋藤光憲	非破壊検査及び物性の測定	H21	藤崎町	
16	中里政人志	溶接	H22	八戸市	
17	本田大	縫製	H22	弘前市	
18	坂本一	射出成形	H22	弘前市	
19	風間輝光	塗装	H24	八戸市	
20	中川洋之	溶融	H24	青森市	
21	上條正	プレス加工、研磨、裁断及び溶接(板金)	H24	八戸市	
22	佐藤企	発酵	H25	十和田市	
23	成田朋昭	めっき	H25	弘前市	
24	葛西寿	プレス加工	H26	弘前市	
25	赤坂己治奥	プレス加工	H26	五戸町	
26	佐藤薫	溶接	H29	八戸市	
27	念代憲一	射出成形	H30	弘前市	
28	山田英嗣	発酵	H30	八戸市	
29	吉澤俊寿	鍛造	H30	弘前市	
30	鈴木潤	溶接	R元	八戸市	
31	鷹山玄貞	非破壊検査及び物性の測定	R元	八戸市	
32	越田守	研磨、裁断、切削及び表面処理	R2	弘前市	
33	矢部喜也	研磨、裁断、切削及び表面処理	R2	十和田市	
34	松坂八州男	溶接	R3	十和田市	
35	鈴木誉子	縫製	R3	五所川原市	
36	田中宏幸	研磨、裁断、切削及び表面処理	R4	五戸町	
37	角濱潤一	機械器具の修理・調整	R4	五戸町	